

危険物の無許可貯蔵・取扱い



やっ
ては
だ
め！

は法令違反です

危険物って何？

ガソリン、灯油、アルコール、塗料などが危険物に該当します。火災や爆発の危険性があります。

容器

表示ラベル

危険物が入っている
容器には**表示が義務**
付けられています

許可がいるの？

保管量	規制内容	申請先
指定数量 以上	「許可」が必要	管轄 消防署
指定数量の 5分の1以上	「届出」が必要	

指定数量って何？

消防法では、危険物ごとに**指定数量**が定められています

指定
数量
の
例

種別	品名	指定数量	性質	品目
第4類	第1石油類	200L	非水溶性	ガソリン・塗料類・シンナー
	アルコール類	400L		メタノール・エタノール
	第2石油類	1000L	非水溶性	灯油・軽油・塗料類・シンナー
	第3石油類	2000L	非水溶性	重油・クレオソート油

危険物の適正な貯蔵・取扱いを！

貯蔵・取扱う危険物が**指定数量以上**になる場合は、**許可**を受ける必要があります。また、**指定数量の5分の1以上**であれば、**少量危険物**となり、堺市火災予防条例で規制され、**届出**が必要になります。

具体的なお相談は管轄の消防署
にご連絡ください

連絡
先



堺市消防局 予防部 危険物保安課
(TEL) 072-238-6006